

第 1 章 宮城県の原子力行政

第 1 節 県の原子力行政のあゆみ

本県における初めての原子力発電所の建設地として、昭和 42 年 4 月に女川町が適地であると公表されて以来、将来にわたり、地域住民の安全確保と地域振興が図られるよう、原子力発電所建設予定地周辺の各種の環境調査が行われた。

この間、原子力発電所周辺地域住民の健康と安全を確保するため、原子力発電所の立地に関して、地域住民並びに関係機関において調整が図られた結果、地域住民の合意が得られ、昭和 53 年 10 月に、県、女川町と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）との間で、また、昭和 54 年 3 月には県、牡鹿町（現石巻市）と東北電力との間で、それぞれ「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」が締結され、同時に漁業補償交渉も妥結した。

このようなことから、県は、原子力発電所周辺の環境放射能等の監視・測定、原子力に関する広報及び異常時に適切な対応ができる体制を整備するため、昭和 54 年 4 月、生活環境部公害調整課に原子力係を設置し、安全確保対策を推進してきた。また、昭和 56 年 4 月には、原子力発電所周辺地域の環境放射能等を監視・測定するための機関として女川町に原子力センターを設置し、監視体制を整備強化した。さらに、昭和 56 年 8 月には、新たに原子力行政の総合調整機関として、保健環境部（平成 5 年 8 月以降は環境生活部に移管）に原子力安全対策室を設置した。

しかし、原子力センターは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波によりその機能を失ったため、県庁内や仙台市宮城野区の旧消防学校に仮移転し、環境放射線等の監視業務を行うとともに、並行して監視体制の復旧作業を進めていたが、仙台市宮城野区に環境放射線監視センターとして再建され、平成 27 年 4 月から業務を開始した。

また、原子力安全対策室は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）の被害対策の調整に関する事務を行うため、平成 23 年 9 月に原子力安全対策課として体制の強化を図った。さらに、令和 3 年 4 月からは、危機管理を総合的に対応する「復興・危機管理部」の新設に伴い、原子力安全対策課及び環境放射線監視センターは環境生活部から移管され、女川原子力発電所周辺における地域住民の安全確保に万全を期している。

第2節 県の原子力行政組織

本県における原子力行政を円滑かつ強力に推進するため、原子力行政の総合調整を行う原子力安全対策課を中心として、下図のと通りの組織に分かれて事務を所掌している。

また、環境放射線等の調査測定及び緊急時モニタリングは環境放射線監視センターが、温排水の調査測定は水産技術総合センターが所管している。

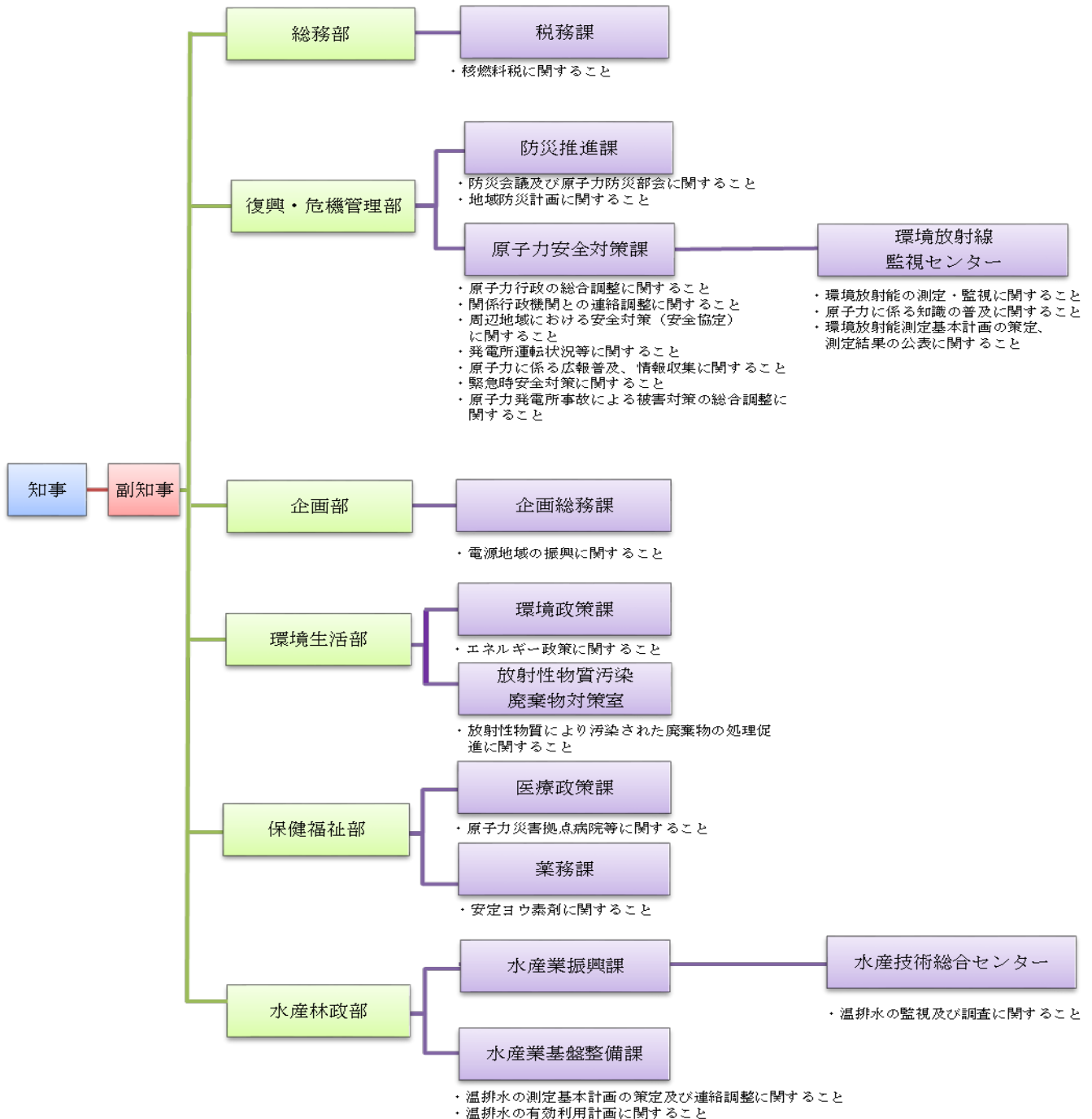


図 1-1 宮城県原子力行政組織図（令和 6 年 4 月 1 日現在）

第3節 県の原子力行政の概要

■県の原子力安全対策（第3章参照）

県及び女川町・石巻市と東北電力との間で締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に基づき、女川原子力発電所の運転状況の把握、核燃料の輸送に係る安全確保対策に関する確認等を行っている。

また、女川原子力発電所からの予期しない放射性物質の放出や周辺環境の保全の確認のため、平常時から周辺環境の環境放射線の監視等を行っている。

■県の原子力防災対策（第4章参照）

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき策定された「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕」により、原子力災害に関する事前対策、緊急事態応急対策、中長期対策を定め、女川原子力発電所周辺地域の防災対策を講じている。

■東京電力福島第一原子力発電所事故への対応（第5章参照）

福島第一原発事故により生じた様々な放射線・放射能被害対策が喫緊の課題となり、放射線・放射能の監視・測定、市町村が行う除染業務への支援、原発事故による損害賠償請求支援業務、原発事故被害に対する様々な取組を推進している。

■原子力広報事業（第6章参照）

原子力発電に関する広報をはじめ、福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質による環境や食品の汚染、身体への影響について不安を抱く県民が存在していることから、県民の不安解消に向けたセミナー・出前講座の開催、測定結果等の迅速かつ正確な情報の発信等を実施している。

第4節 原子力発電関係団体協議会

原子力発電関係団体協議会は、原子力発電所が立地している道県及びその立地が予定されている道県の知事をもって構成される組織であり、原子力発電にともなう諸問題を調査研究し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、昭和49年に発足した。本協議会では、国への要望活動、情報収集などの活動を行っている。

■構成道県（13道県）

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、島根県、山口県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

■事業内容

- (1) 原子力発電にともなう安全性の確保に関すること
- (2) 原子力発電にともなう防災対策の充実強化に関すること
- (3) 原子力発電など電源地域の福祉向上に関すること
- (4) 原子力発電にともなう温排水等の影響と利用に関すること
- (5) 原子力発電にともなう関係諸法令の整備促進に関すること
- (6) 原子力発電にともなう中央要望に関すること
- (7) 原子力発電にともなう広報に関すること
- (8) その他目的達成にともなう必要な事項